

第 18 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成 30 年 5 月 7 日（月）
14 時 10 分～ 15 時 10 分
旧文部省庁舎 6 階・第 2 講堂

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，塩田，鈴木，関根，滝浦，
田中（ゆ），やすみ，山田，善本各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 小委員会の設置について
- 2 文化審議会国語分科会国語課題小委員会委員名簿
- 3 文化審議会国語分科会国語課題小委員会の会議の公開について（案）
- 4 国語課題小委員会における審議スケジュール（案）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の会議の公開について

〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集
国語関係告示・訓令集
国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）

〔経過概要〕

- 1 今期第 1 回の国語課題小委員会の開催に当たり，高橋国語課長から挨拶があった。
- 2 事務局から，配布資料の確認が行われた。
- 3 事務局から配布資料 2 に基づいて国語課題小委員会に所属することになった委員の紹介があった後，参考資料 1 「文化審議会国語分科会運営規則」に基づき，委員の互選により，沖森委員が国語課題小委員主査に選出された。
- 4 参考資料 1 「文化審議会国語分科会運営規則」に基づき，沖森主査により，森山委員が副主査に指名された。
- 5 事務局から，配布資料 3 「文化審議会国語分科会国語課題小委員会の会議の公開について（案）」の説明があり，国語課題小委員会の会議を公開することが了承された。
- 6 事務局から，配布資料 4 「国語課題小委員会における審議スケジュール（案）」の説明があり，質疑応答及び意見交換の上，今期の審議事項や進め方等について確認された。
- 7 次回の国語課題小委員会について，平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 3 時から 5 時まで文部科学省 3 階・3 F 2 特別会議室で開催することが確認された。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

高橋国語課長

国語課長の高橋でございます。本年度も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、国語分科会に引き続きまして、国語課題小委員会にも御出席いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

この国語課題小委員会におかれましては、前期、第17期におきまして、2年間にわたります熱心な御審議の結果として、「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」を取りまとめていただきました。この報告書におきまして、これまでの国語施策が示してきたものを総合して、大変示唆に富む御提言を頂いたと認識しております。改めて感謝申し上げたいと思います。

今期、第18期の国語課題小委員会におきましては、官公庁におきます文書の作り方、書き方について御検討いただきたいと考えおります。これは、平成25年2月に取りまとめられました、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の中で、「「公用文作成の要領」の見直しについて」ということで取り上げられているテーマでございます。今期、御審議いただくに当たりまして、「公用文作成の要領」ということよりも、もう少し広い見地から、読む人たちにきちんと伝わる文書の在り方ということで、前期の御報告の内容なども踏まえた御検討を頂ければ幸いと思っております。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中にもかかわらず、精力的な御審議を頂くことになるとは思いますが、今後とも御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞ、今期もよろしくお願い申し上げます。

沖森主査

主査に御指名いただきました沖森です。2年間にわたり、言語コミュニケーションという少々厄介な課題に取り組んでまいりまして、皆様の御意見をうまく取りまとめることができたかどうかは分かりませんが、一応、昨年度報告をまとめることができました。ここに、昨年度から引き続き、委員になられている皆様方に、改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

今期、主査ということではありますが、2年間にわたってということですので、私、2年、務められるかどうか分かりませんが、取りあえずは、公用文の在り方というような、これもなかなか難しい課題に取り組むということが決められておりますので、改めて、皆様方のお力添えを賜りたいと思います。

公用文というのは、御承知のように、各省庁の立場とか考え方を十分に踏まえて、調整していかなければいけないということになります。そういうことですので、既に敷かれたレールの上を走るというのではなくて、レールを点検しながら走っていくとか、あるいは、レールを新たに敷いて走っていくという、こういうことになるかと思っております。終着点がどこにあるのか、私にはまるっきり見当が付かないのですが、皆様のお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

文化庁の国語課の高橋課長をはじめ、強力なサポートがあると思います。しかし、それに加えて、この国語課題小委員の委員の皆様方の並々な御協力を頂き、実り多き報告へと結実できるように取りまとめ役を務める所存です。1年間、何とぞよろしくお願いいたします。以上、御挨拶といたします。

森山副主査

公用文ということで、先ほど沖森主査からのお話がありましたように、行き着く先というのを本当に作っていかねばならないという、大変な道筋になるということで、身が引き締まる思いであります。

私が主査の代理させていただくということはほとんどないと思いますが、できるだ

け力を絞ってサポートをさせていただければと思っております。

前期の「分かり合うための言語コミュニケーション」ということで、豊かなコミュニケーションの場となるような、そういう国語課題小委員会で、有意義な議論ができればと願っております。よろしくお願いたします。

沖森主査

次に、配布資料4「文化審議会国語分科会国語課題小委員会における審議スケジュール（案）」と今期の審議事項などについての説明を事務局にお願いします。

武田国語調査官

配布資料4を御覧ください。今期の審議スケジュールの案です。

国語課題小委員会は、前期から名称は引き続き、国語課題小委員会として、今日は第18回、今期の第1回になりますが、今後、6月、7月、9月、10月、そして、第2回の国語分科会を挟んで、11月、12月、1月、2月と小委員会を開催したいと思っております。そして、来年の2月から3月に第3回の国語分科会があって、今期の報告を小委員会からする、そういった段取りになっております。

今期の検討内容ですが、先ほど国語課長からの御挨拶の中でも申し上げましたとおり、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」という冊子が机上にあります。こちらを御覧ください。1ページのところに、「「公用文作成の要領」の見直しについて」というものが挙がっています。これは、平成25年に国語分科会で取りまとめいただいた報告ですが、今後、この国語分科会で検討していただく、その1番目として、この「公用文作成の要領」の見直しということが挙がっておりました。ですが、これまで何度か議論があったんですが、直接、これについて審議いただくということは後回しにして、ほかのものを御審議いただいていたということになります。

昨今、公文書の管理の問題ですとか、その在り方ということが話題になっておりますが、ここで言っている公用文作成というのは、そういった管理の問題とは違います。これは、公用文の表記ですとか文体ですとか、あるいは書き方、そういったことについて、国語の問題としてお考えいただきたいということです。

「公用文作成の要領」というのは、昭和26年、1951年ですから、もう既に70年ほど経過しております。戦後、順次、公用文改革というものが進められていって、その最後の出口、最後のまとめとしてできたのが、この「公用文作成の要領」だったわけです。しかし、その内容は、主に、それまでは漢文訓読調の、文語体の非常に堅苦しくて難解な公用文をより分かりやすく、一般の人たちにも伝わるような口語体のものにしてという趣旨で作られたものになります。それが昭和26年に当時の国語審議会で建議されて、昭和27年に内閣官房長官依命通知という形で、国の行政機関に通知されたものです。先ほど申し上げたとおり、非常に内容が古くなっていて、現状と合わない部分があるということがあります。これまでは、この古いものを必要に応じて読替えをしたりして使ってきております。例えば、オリジナルのものには「当用漢字表」と書いてありますが、今は「常用漢字表」に読み替えています。国語課で出している『公用文の書き表し方の基準（資料集）』という本にも入っていますが、ここには、オリジナルではなく、適宜、書換えをしたものが入っています。ですから、特にこれが古くなっていることによって、今、現実として混乱があるかということ、そういうことではないと思います。ただ、これまで、この読替えとか書換えというものが飽くまでも便宜的に行われてきているということ。それから、中には、例えば句読点の問題、横書きではカンマを使うということが、この「公用文作成の要領」には書かれておまして、そういった現状とかなり違った部分というのが散見されておしま

す。

常用漢字表を改定して間もないため、この「公用文作成の要領」の見直しということが課題になるのではないかということで、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」の中に、1番目として挙がっていたものということになります。ただ、現在は当時のように政府全体を挙げて公用文の改善に取り組まなければならないといった切迫した状況はありません。また、各府省が番号を付して通知するような文書の書き方は、法令に合わせて書くという、そういった約束があります。ですから、そういったものを急に変えるということは、やはり考えにくいと思います。

また、各府省それぞれが文書を作るときの慣習であるとか、あるいは文化みたいなものを持っていて、それをどこかで一つに統一して、まるっきり変えるというのも、やはり現実的ではないかと思います。

一方で、情報化が進んだことなどによって、政府の行政機関が一般の方々に向けて情報を直接発信する機会というのが以前に増して増えていますし、また、そのやり方、方法、媒体が以前よりも数が増えているという状況があります。

ですから、「「公用文作成の要領」の見直しについて」と、挙がっておりますが、もう少し広い観点で、官公庁が文書を作成するときの書き方であるとか表記であるとか言葉の使い方といったことについて御検討をいただきたいと考えております。

以上、今期の御検討いただく内容について御説明いたしました。

沖森主査

ただ今の御説明に対して、何か質問、意見等がありましたら、お願いいたします。今後の議論の言わば出発点と言いますか、今後の議論の範囲ということでもあるかと思いますが、何か御意見がございましたら、お願いします。

田中（ゆ）委員

意見ではないですが、確認です。公用文と言うよりは、もう少し幅広くとおっしゃっているのは、内容とか媒体とか、それから、想定されている相手などによって、どういうふうに伝えていったらいいのかという、前期を引き継ぐようなことが期待されているのか、そうではないのか。その点を分かりやすく教えていただけるとうれしいです。

武田国語調査官

今日の段階で、どこまで事務局として範囲を狭めることができるかというところは難しいんですが、一つ、ここに掲げられたものとして、「公用文作成の要領」を見直すというのは、非常に大きな課題なわけです。これまでも、何回かそこに行こうとしながら、事務局の方からもう少し時間を頂きたいと、これまではそこにすぐには取り掛かれなかったということもあります。

もう少し広くと申し上げているのは、必ずしも「公用文作成の要領」を改定するか、新しくするというようなことをお願いするということではなく、もう少し広い観点で、特に前期の「分かり合うための言語コミュニケーション」の中で、4要素ということをお考えいただきましたから、そういったものを利用して、ということです。田中（ゆ）委員がおっしゃったように、相手によって、どういった書き方が望ましいのかといったようなことです。

役所が番号を付けて出すような、しっかりとした公用文というのがあるわけですが、それはもう書き方がかなりしっかり決まっているわけです。ところが、今はホームページや広報紙などもありますので、そういったところについても少しお考えいただけないかということです。

あとは、追い追い議論をしていただきながら、ターゲットを少しずつ決めていっていただくということになると思います。

田中（ゆ）委員

ありがとうございます。ついでにもう1点。

前期にも少し問題になったのが、日本語ネイティブを主眼に据えるのか、ノンネイティブの人たちも視野に入れるのか。もう少し突っ込んで言えば、「やさしい日本語」などを、おもてなしといった観点や、災害対策の観点なども含んで考えるのかとかといったところですよ。

それともう一つは、国語ですから、日本語がベースになると思うんですが、いわゆる多言語化などは視野に入れるのか、入れないのか。ピクトグラムみたいな、サインみたいな問題は入れるのか、入れないのか、といったところについては、今後、議論なんだと思うんですが、どのくらいの範囲を想定していただければいいのか。

まずは、ネイティブ、ノンネイティブ、それから、多言語とかサインとかを考えるのかといったところを伺えればと思います。

武田国語調査官

それも今の段階ではっきりと申し上げにくいところです。今後、御検討いただきたいと思います。

ただ、一つは、国語課題小委員会は、日本語を母語とする方を対象として、今までは議論を行っておりますので、その軸足は変わらないと思います。一方、世の中の変化ということもありますので、それに合わせた御議論を頂く必要があるということも思っております。曖昧な言い方になってしまいましたが、軸足は、やはり日本語を母語とする方を対象とするということになるかと思っております。

田中（ゆ）委員

しかし、例えば、日本語を母語とする人と考えたときに、「やさしい日本語」については、例えば御高齢の方や、子供などを考えてみると、単にノンネイティブに対する視線だけでないことを含むような気がします。その辺りは、もう少し弾力的に考えてもいいのではないのでしょうか。

武田国語調査官

是非、その辺りも御検討いただきたいと思います。

塩田委員

全般的に「公用文作成の要領」の見直しということで、分かりやすさというものにかなり踏み込んでいくという理解でよろしいでしょうか。あるいは、そこも含めて、まだ今後の議論でしょうか。

武田国語調査官

先ほども少し申し上げましたが、「公用文作成の要領」というものが何を想定しているかということ、一般の人にも分かりやすい言葉でということが書いてあるんですが、実際、役所で作る公用文というものも幅があります。

それで、例えば番号を付けて発出するような文書の書き方というのは、日本語には正書法がありませんが、公用文においては、かなりはっきりとした書き方が決まっています。例えば、表記などについては、それから外れないような書き方をします。それはどういう書き方かということ、法令と同じ書き方をするわけです。法律と一緒に書き

方というのは、どう考えても難しくなると、多分、お感じになる方が多いと思うんですが、それがいわゆる典型的な公用文の書き方としてあるわけです。それを変えるというのは、かなり難しいと思います。

ただ、それと別に、直接語り掛けなくてはならないようなことに関しては、分かりやすく、あるいは、親しみがあって、ちゃんと敬意があって、でも正しくて、そして、ふさわしい内容ということでしょうか、そういったところでお考えいただくべきところもあるのではないかと思います。

塩田委員

今後の対象は、国民向けとか一般向けに発表する文を主な検討対象とするということですね。

武田国語調査官

そこはまだ、ここには「公用文作成の要領」の見直しとありますので、はっきりと申し上げていいのかということではありますが、そこまでを視野に入れていただければと思います。

塩田委員

少なくとも、役所の中でやり取りしている文書については、もう触れないと。

武田国語調査官

いや、触れないということではなく、そこも視野に入れながら幅広くということにはなると思います。

入部委員

カンマについて、文科省の仕事を長くさせていただいて、カンマはずっと違和感がありました。例えば、カンマじゃなくて、読点にするといった場合には、文科省とのある程度のすり合わせであったり、各省庁との調整がなかなか難しいということで先延ばしになっていたという経緯もあるかと思うんですが、その辺はもう少しお話は進んでいて、そういうところにまで踏み込んでもいい状況に至っていると考えてよろしいのでしょうか。

武田国語調査官

平成 25 年の御報告を頂くときに、各府省を回って、あるいはアンケートをして、句読点の問題などについても意見を聞いています。その中で多いのは、やはりテンを使っているところです。でも、「公用文作成の要領」に従って、きっちりカマンを使っている省庁もあります。ただ現状として、世の中では、ほとんどテンの方が優勢になっていて、これは情報機器のデフォルトがテンであるということもあると思うんですが、そういった現状があります。

横書きのときにカンマにするという規定は、正に「公用文作成の要領」の中にあるわけです。ですから、それ自体を変えないと変えられないのかということもあると思うんです。その「公用文作成の要領」の見直しとして、そこに踏み込むかどうかは別として、一般の文書においてはこっちを使った方がいいんじゃないですかという考え方を打ち出せると思います。

現状として、今、各府省、テンを使っているところが多いので、カンマにしておかないとだめだということはないと思います。そこについて国語課題小委員会で、今後、どういったものが望ましいのか御議論いただいて、そして、それを皆さんにどういっ

た形で発信できるかということがありますが、例えば、国語分科会として、こういう考え方を示しますということは十分にできるのではないかと思います。

関根委員

先ほど武田国語調査官が、公用文にはいろんなレベルがあるということをおっしゃっていましたが、そもそも昭和 26 年の「公用文作成の要領」が対象としていた範囲というのは、それを全て含む形だったんでしょうか。それとも、ある程度、発出番号が付くような、そういうものに限定したものであったんでしょうか。

武田国語調査官

そこも、はっきりとしたことは、正直なところ、分かりません。というのは、当時の公用文改革の課題というのは、今、私たちが考えているのとはレベルが違います。そもそも国民に直接、語り掛けるような機会がほとんどなかったと言いますか、一般の人が読めるような公用文というものがない時代から、改革を経て、少しずつ分かりやすいものになっていくわけです。当時は、例えば広報紙であるとか、もちろんウェブであるとか、そういったことは全く想定されていなかったと思います。とにかく役所で作る文書が難しい、これをもっと簡単にしようという、そういったところに主眼があったと思います。

ですから、先ほどいろんなレベルがあると申し上げましたが、もっと正直なところは、公用文というのは一体何なのかという問題もあります。役所で作る文書が公用文だとするのであれば、例えば、ウェブサイトに上げてあるものも公用文なのかもしれないわけです。公用文は、しっかりと書き方が決まっており、いわば役所の正書法みたいなものですので、それで書かなきゃいけないのかもしれない。そうすると、例えば「ごじあいください」と言うときの「ご」は、漢字で書かなきゃいけないわけです。国語課が作る文書は、全部、漢字で書いています。でも、今、いろんなウェブサイトを見ると、実際には平仮名の「ご」を使っているところの方が、むしろ多いかもしれません。そういう、何が公用文なのかということも、かなり曖昧な面があるということがあります。

直接のお答えになっていないかもしれませんが、「公用文作成の要領」を作ったときには、一般の人に直接伝えるといったことももちろんあったんだと思いますが、主眼がとにかく分かりやすいものにしようということだったということと、それから、公用文の幅と言いましたが、公用文そのものも、何が公用文なのかということがはっきり規定されているわけではないということです。

関根委員

そうすると、今回、「公用文作成の要領」の改定版というものを出したとして、それがいわゆる省庁間での正式な文書から、一般の国民に伝えるときのウェブの文書まで、広く含んだものとしての公用文作成の議論みたいな形で出すということも可能なわけですか。その中で、例えば、がちがちに規定しないで、ある程度、幅を持たせる。例えば句読点にしても、今までのカンマを否定しない形で置いておいて、一般的には句読点が望ましいとするか、テンもいいとするか、そういうような形で出すということも可能かと。

もう一つ、質問ですが、法令に準じなければならないというのは、何か法的な規定はあるんですか。

武田国語調査官

これは昭和 48 年に「当用漢字改定音訓表」というものが出るんですが、この昭和

48年が国語施策の一つの転機になっているんです。どういう転機かと言いますと、一つは、それまで当用漢字というのは準則と言われていて、制限的なものだったんですが、この48年の「当用漢字改定音訓表」からは目安に変わるんです。目安になるということは、それまでは、この範囲でやってくださいと言っていたものが、その外のものも使っていいですよ、中のものを使わなくてもいいですよ、と緩やかな目安に変わったわけです。

でもそうになると、今度は公用文の方が、がたがたになってしまうおそれがあるので、そこでいろいろな取組をします。そのうちの 하나가、それまで公用文と法令は表記に若干の違いがあったんですが、この昭和48年のときに、政府内で、公用文の表記を法令の表記に合わせるということを決めて、当時の内閣官房と文化庁からの連名で通知されているんです。実は、その通知だけなんですけど、一応、法令と公用文の表記を一致するということが、それから続いているということです。

関根委員

今日は、そのテンとカンマの話が出ましたが、前から気になっているのは、いわゆる送り仮名、複合語の送り仮名が、教科書というか教育と、公用文で違います。これは難しいのかもしれませんが、実は先日、ある省庁の外郭団体に勤めている人と話をして、その人が、今度、文書作成の部署に異動したと言うんです。最初に言われたのが、複合語の送り仮名についてしっかりしろということ。つまり、本来は文書作成であれば、それこそ「分かりやすさ」とか「正確さ」とか「ふさわしさ」とか、そういうところに気を付けなければいけないのに、まず言われたのが複合語の送り仮名だった。その人は、ずっと学校で習ってきた送り仮名しか知らないのだから、早速、それを勉強しなきゃならないということを書いて、ちょっとこれは本末転倒なんじゃないのかと言うんです。

だから、もっと広く、長いスパンで見ると、将来的には、公用文と、いわゆる教科書の送り仮名、一般の送り仮名なんかでも一致させるべきだと思います。実際に今回できるかどうかはともかく、例えば、そういうことにしても、「公用文作成の要領」の対象をある程度、広く想定するとすれば、両論併記的なことが書けるのか。そうすると、いろんなレベルで、本当に発出文書みたいなものは今までの慣習に従うにしても、広く国民が目にするようなものに関しては、ある程度、一般的な表記に合わせていくということを考えられないかと思うんです。

石黒委員

実態にそぐわなくなってきた面があると、先ほど繰り返しおっしゃっていて、確かにそうだと思います。その場合、いろんな実態が、もちろん、昔と全然、テクノロジーが違うとかということのも実態だと思うんですが、表記の実態が、先ほどの「ごじあい」のように、随分、変わってきているという側面があります。

その実態をある程度、反映させていくと考えたときに、調査はされますか。もしされなかった場合、割と一般的なものを軸に調査されるのか、こういう省内のものも含めて、難しい、スペシフィック(specific)なものも含めて調査されるのか。後者のようなことがあると、結構、時間が掛かりそうだったのだから、その辺りを伺いたいと思いました。

武田国語調査官

調査に関しては、当然、必要があればしなくてははいけないと思っております。ただ、具体的に、こういった範囲でということはお考えしておりません。

ただ、その際に、一般の表記と言いますか、それこそいろいろなウェブサイト、ホ

ームページにあるような表記であるとか、書籍の表記を調べるというよりは、やはり公用文の話をしておりますし、国の審議会ですので、まずは国の行政機関の表記について調べる必要があると思っております。

また、ここで御検討いただいて、こういった調査が必要ではないかということがあれば、どこまでお応えできるか分かりませんが、それに合わせて、私たちの方でも考えてまいりたいと思っております。

塩田委員

私も、二つ、意見を申し上げます。

一つは、いろんな問題があると思います。今は句読点の問題が出ていましたけれども、例えば句読点の具体的な形の問題。あと、そもそも句読点をどう使うか、どういうときに点を打つかという問題。あと、先ほどの送り仮名の問題。あと、常用漢字表の音訓範囲内であるにもかかわらず、それを仮名書きするか、しないかの問題。あと、使用語彙の問題、どういう言葉を使うか。あとは、文章の構造の問題、文法的な問題。

いろいろあると思いますが、なるべく早いうちに、我々がどの範囲まで言及して、検討するのかということを決めておいた方が、私自身は、句読点の具体的な形の問題に時間を取られるのは余り建設的ではないんじゃないか、それはそれで早いうちに片付けて、ほかの問題も手掛けられたらと思っております。

もう一つは、先ほどの音訓表内の話です。せっかく前回の議論、コミュニケーションの話で、一つ「敬意と親しさ」ということがありました。親しさというと、私自身は、送り仮名もそうですが、例えば、「くださったはなし」というときの「砕ける」を漢字で書いたり、「これはいくらですか」のことを「幾ら」と書いたりします。これは文化庁の方式では、平仮名で書けるんだけど、漢字で書くことになっている。こういったものも、親しさを重視すると、仮名で書いてもいいということになるかと思っております。そうしたところに踏み込んでいいんじゃないかと思っております。

鈴木委員

今、塩田委員がおっしゃったことの前段的な感じですが、先ほど武田国語調査官から御説明いただいた、発出番号付きとおっしゃいました文書から、もっと一般国民向けという文書のイメージが湧かないんです。公用文は何を指すのだと、定義の関係にもよるのか、どう定義していくかとか、又は、定義する必要はないのかとか、そういう議論にも関わることかもしれないんですが、それがよく分からない。

したがって、どういう辺りを範囲にするかということも、まず、現状はどうかとか、この幅というのはどんなふうに捉えていらっしゃるのかとか、その辺を、できれば早いうちに、何か具体的な例でもお示しいただくと、それならば、ここをターゲットにしましょうという議論が比較的、早くできるような気がします。

塩田委員がおっしゃったように、そこを余り長い間、話していてもしょうがない気がするので、ある程度、イメージできるように、では、この辺がターゲットなのかというようなことを、私としては、今、そのイメージが湧かないので、何か、どこかのタイミングで、簡単で結構なので、例示いただくと有り難いと思っております。

田中（ゆ）委員

先ほど塩田委員がおっしゃっていることの中で、語彙というのがありました。これまで、外来語や病院の言葉などの言い換え提案といったことをやってきたと思っております。その言い換え提案というのは、そのときには話題になりましたが、結局、その後は、おおむね使われないうちになっていきます。そういったことをリソースとしながら、審議会として考えていくことをお考えになっているから、田中牧郎委員がいらっしゃ

るのか、それとも、別の意図で、言い換え提案とは関係ないのかよく分かりませんが、言い換え提案みたいなことは何回も何回もやってきましたが、そのことは今回のこの仕事とどのように関連付けてお考えになっているのか。それとも、そういった仕事とは関係なく自由に考えてもいいのか。お考えを伺えればと思います。

武田国語調査官

もちろんリソースとしてあるわけですので、是非、活用できるところは活用していただきたいと思います。ただ、縛られるものではありませんので、それとは切り離してお考えいただいてもよろしいかと思います。

田中（ゆ）委員

時代も違っていいから。

特に外来語とか、病院の言葉とか、当時との時代の違いがあると思います。

武田国語調査官

ただ、公用文においては、これは役所が反省しなくてはいけないことなんですが、外来語がはびこっているという現状があります。そういったことについては、是非、御検討いただきたいと思っています。

滝浦委員

我々が最終的に作るものは、具体的な何かガイドラインのようなものになるのでしょうか。それとも、もうちょっと抽象的な考え方を述べるようなものになるのか。まず、そこはいかがですか。

武田国語調査官

非常に難しいところだと思うんですが、例えば、こういった御議論をしていただきながら、関係府省ともいろいろ調整をしなくてはいけないと思いますが、「公用文作成の要領」の見直しということが最初の課題でしたので、かなりきっちりとしたものを出すということが、理想としては、あるのかもしれませんが。

ただ一方で、この間、頂いた報告のような形で、具体的にお使いいただくためのガイドと言うんでしょうか、そういったものを作って、広く知っていただく、役所の人たちに知っていただくというやり方もあると思います。内容については、今の「公用文作成の要領」は、比較的、抽象的なところでとどまっていて、具体的な例は、幾つか並べているだけです。そこまでにとどめるというやり方もあるでしょうし、あるいは、もう少し詳しく、ガイドブック的なものにするということもお考えいただけるかもしれませんが。そこも今後、御検討いただければと思っています。

滝浦委員

分かるんですが、「公用文作成の要領」を見直すというところから始まっているということを何度もおっしゃる一方、それ自体を廃止したり変えたりすることはできないというお考えも何度も出てきています。でも実際、各都道府県とか市町村とかが参考にできるようなものを作りたいという思いがあたりだろーと思っています。そうなる、例えば公用文という言葉を使わないで、公的な文書を作成する際のガイドラインのようなものをイメージされるのかと何となく思えてくるんです。それはそれで分かります。

では、そのときに何が問題になるかという、もう既に幾つか例が出ているわけですが、テンとマルと、カンマとマルと言うと、カンマとマルというのは1割ぐらいし

が使われていない。あとはテンとマルで実際表記しているわけですから、カンマとマルになっているけれども、テンとマルを使ってもよいという1項が入るとか。あるいは、「一つ」、「二つ」みたいな和語系のものは漢字ということになっているけれども、このアンケートにも書いていますが、混在していて困っているなんて、あえて言ったりするわけです。そういう場合でも、1, 2という算用数字を使ってもよいみたいなこと。あるいは、さっき塩田委員がおっしゃった「いくつ」なんていうのを漢字で書くことになっているけれども、それは平仮名で書いてもよいというようなこと。

結局、いろいろ個別に問題になるようなところについて、こっちでもよいというような認定を一杯していくということになるのかと思うんです。だとすると、ある意味、単純でもあるんですが、それを更に踏み込んで、漢字はやめて、仮名書きにしようというところまで踏み込めるかということ、多分、そうもいかないという話になるんじゃないかと思います。

結局、そんな話になるのか、あるいは、その辺はもうさっさと片付けてしまって、さっき塩田委員が言われたように、もっと、どういう文書を受け取る人に向けて書いていくのがよいと考えるかみたいな、そっちに時間を掛けるべきだという話になるのか、そこは全て、この国語課題小委員会の考えるままということなのか、どうなんでしょうか。

武田国語調査官

非常に難しいところなんですけど、事務局として、こうしなくてはいけないということはありません。例えば、今、広報紙であるとか、ウェブからの発信というものに関しては、各府省は、かなりそれぞれが自由にやっております、ある意味、野放し状態なわけです。公用文については、きちりとした書き方があるんですが、それに沿ってウェブサイトまでやっている、例えば、私たちのようなところもあるわけですが、そうでないところが一杯あるわけです。そうしますと、よくそういったお叱りのお電話なんかを頂くこともあります。現在、全くルールのない中で、外への発信が行われているという傾向があるわけです。

そうすると、もしかしたら、今、滝浦委員がおっしゃったように、これもあれもいいと並べていくことになりかねないということはあるのかもしれませんが、少なくとも、今、全くそういったルールがないというか、そこに気付いていないというか、そういう状況がありますので、まず、枠をきちっと出していただくだけでも意味があるのではないかと考えております。

塩田委員

何度もすいません。今の滝浦委員の発言を伺っていて、一つ、個人的に思い付いたことがあります。「公用文の作成の要領」のように、既にかっちり決まっているものを変えるというのは大変です。各省庁で、それぞれの文化で、もう何十年もやっている。それはそれとして、もうこのままとどめておいて、省庁間でやり取りされる文書を公用文と呼んでおく。

もう一つ、何て呼ぶのか分かりません。周知文と言うのか、広報文と言うのか分かりませんが、こちらについてのお勧めと言いますか、前回やったコミュニケーションのように、一般向けに周知する場合には、こうした方が分かりやすいとか、例えば、テン、マルの方が一般的であるとか、あるいは、「いくら」などは平仮名で書いた方が分かりやすいとか、親しみがあるとか。そのように、まずは今、規定がないところにいろいろ決めていった方が、いろいろやりやすいんじゃないかと思います。今までの伝統的な部内、役所内のものを公用文と呼んでおいて、ほかのところに行った方がやりやすいと思いました。

石黒委員

塩田委員の御意見に私も賛成です。「公用文作成の要領」と言うと、確かに省庁内のことが多いんでしょうけれども、独り歩きをしてしまって、読点のことにしたって、今、読点の研究をしている周りの方は、みんな、ここに遡って考えざるを得ないわけです。ですから、こういうところで発信するのは大きいことなので、それは省庁の中だけの文書を精査して、それに準拠して物を作るというのは、それは違うと思います。もちろん、それはあっていいと思いますが…。

伝統もありますし、それぞれの物を変える必要はないと思うんですが、正に塩田委員がおっしゃるように、別の名前を付けて、より広く使っていただけるような、それも、できるだけウェブサイトで公開をして、そういうのを目安として、いろんなことにお使いになれるような形にさせていただけるとよいかと思います。

税金で行っている以上、多くの方に見ていただける方が、教育とか、いろんな現場に波及する効果は高く、そうした点、お考えいただけたら有り難いと思います。

やすみ委員

今は実際に公用文とか、あとは広報紙レベルまで、いろいろあると思うんですが、それを実際に書いていらっしゃる方にお話を伺ってみるのもいいのではないかと感じます。どうしても、今、受け取る側の発想で、読みやすくとか分かりやすくと思っ
ていますが、きっと書いていらっしゃる方も、もっとこういうふうに分かりやすい、それこそちょっとしたガイドラインみたいなものがあればやりやすいなどと書きながら感じていらっしゃることもあるんじゃないかと思ひます。先ほど関根委員のお知り合いの方が、実際に書く側になったときに発見したことがあるように、そういうお話を聞いてみて、そして、寄り添いながら、書く側の人とも何か進めていけたらいいのではないかと感じます。

関根委員

先ほどの塩田委員や石黒委員のお考えには基本的に賛成なんですが、ただ、「公用文作成の要領」を残しておくのはどうかと。どんな形になるか分からないけれど、「公用文作成の要領」の改定版になるか、あるいは、「公に係る文書の」というように名前が変わるか、それは分かりませんが、少なくとも、この昭和 26 年のものは包摂するような形で、その許容の範囲内で変えておかないと、多分、どこかでよみがえってくると思ひます。

いわゆる公用文というものとは違うということ、公用文はそのままでいいということとは分かりますが、どうしても、こういうものが存在していると引きずられる。最終的には、日本語の正書法というのは、官庁以下の公用文であれ、一般でのコミュニケーションにおいて使われる文書であれ、できるだけ近づける、近づけたいと思ひます。

沖森主査

議論が、尽くされたわけではないでしょうけれども、発端ですので、今後、「公用文作成の要領」の見直しについてという場合には、公用文というのはどんな範囲なのか、あるいは、どこまで見直すのかという、この辺りが課題になりそうだという予感がいたします。

今後、第 2 回以降、どう進めていくかということについては、文化庁と十分、協議の上で進めていきたいと思ひております。こういうように第 2 回、第 3 回、第 4 回と審議につなげていけばいいというようなアイディア、御意見等ございましたら、併せてお聞きしたいと思ひます。

先ほどやすみ委員から、実際に書いていらっしゃる方をお呼びするのもいいのじゃないかとありました。コミュニケーションのときにも、いろいろな方に御意見を頂いたということもありますので、そういうことを含めていきたいと思います。

鈴木委員

私が先ほど申し上げた、例示について。文書として、こういう幅のものであるという、何かサンプルみたいなものも御提示いただければ有り難いです。

武田国語調査官

次回の国語課題小委員会で、是非、お示しするようにしたいと思います。

沖森主査

では、もう既に議論に入っておりますが、この会議の冒頭、高橋国語課長の御挨拶の中にもありましたし、これまで御議論の端緒に付いたと思われる、「公用文作成の要領」と言いますか、文書の作り方、書き方についての審議というものを中心に検討を進めていくということにいたします。

先ほど申し上げましたように、今後のスケジュールについては、いろんな方をお呼びして御意見を頂くということも含めて、進めてまいりたいと思います。

本日は、以上で議事を終了したいと思います。

それでは、今期第1回の文化審議会国語分科会国語課題小委員会をこれで終了いたします。御出席、どうもありがとうございました。